

令和3年度厚岸町一般廃棄物処理実施計画

この計画は、厚岸町一般廃棄物処理計画の実施のために必要な令和3年度の事業について定めることを目的とする。

I 一般廃棄物処理の基本的事項

- 1 処理区域 厚岸町全域（大黒島・小島を除く）
- 2 計画期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
- 3 処理対象 ごみ、し尿、浄化槽汚泥等
- 4 処理人口 8,951人（令和3年3月末）

II ごみ処理実施計画

1 処理計画量

一般廃棄物処理計画量

（単位：トン／年）

収集主体	計画収集量	内 訳	計画処理量
委 託	3, 3 8 4	生ごみ	4 0 3
		燃やせるごみ	1, 8 0 1
		燃やせないごみ	3 0 5
		資源となるごみ	5 8 7
		有害なごみ	4
		粗大ごみ	2 8 4

2 一般廃棄物の排出抑制等ごみ減量化の方策

(1) 排出抑制の促進

項 目	概 要
広報あつけしでの啓発活動	ごみの減量化、ごみの分別、3Rの推進に関することなど、広報誌による啓発を行う。
出前講座の開催	自治会、各種団体、サークル、事業所、学校等を対象に、ごみの減量化や再資源化等に関する講習を行う。
古布の拠点回収	厚岸情報館に古布回収箱を設置し、綿50%以上の布類の拠点回収を実施する。

(2) ごみの減量・資源化の促進

項 目	概 要
生ごみ分別収集・堆肥化	家庭や町内飲食店等から排出される生ごみを分別収集し、厚岸町有機資源堆肥センターで堆肥化する。
生ごみ堆肥化容器購入助成	家庭から排出される生ごみの減量化や再資源化の促進を図るため、購入者に対し購入費の一部を助成する。
びん・缶・ペットボトルの資源化	びん・缶・ペットボトルの分別収集を実施し、厚岸町不燃物処理施設で選別後、リサイクル業者へ引渡し、資源化を図る。
紙類の資源化	新聞・雑誌・紙類、紙パック、段ボールの分別収集を実施し、リサイクル業者へ引渡し、資源化を図る。
容器包装プラスチックの資源化	容器包装プラスチックの分別収集を実施し、厚岸町リサイクルセンターで選別後、指定法人へ引渡し、資源化を図る。
プラスチック製品の資源化	プラスチック製品の分別収集を実施し、厚岸町リサイクルセンターで選別後、リサイクル業者へ引渡し、資源化を図る。
乾電池・蛍光管の資源化	民間事業者へ資源化処理を委託し、リサイクルに努める。
小型家電の資源化	小型家電製品は、燃やせないごみとして分別収集されたものの中からピックアップ回収を行い、国の認定事業者へ資源化処理を委託し、リサイクルに努める。
廃食用油の資源化	家庭から排出される使用済み食用油の分別収集を実施し、リサイクル業者へ引渡し、資源化を図る。
布類・古着の再利用	綿50%以上の布類の分別収集を実施し、リサイクル業者へ引渡し、再利用を図る。
金属類の資源化	家庭から排出される金属製品や粗大ごみの中から金属類を回収し、リサイクル業者へ引渡し、資源化を図る。
木質系粗大ごみの資源化	粗大ごみとして排出された木製の家具・建具類について、処理業者へ資源化処理を委託し、リサイクルに努める。

(3) その他

項 目	概 要
適正排出の指導	分別が不適正な者に対して、注意票（レッドカード、イエローカード）による指導を行う。
ごみ分別表改訂	ごみ分別表を改訂し、全世帯へ配布する。

3 一般廃棄物の種類（分別区分）並びに収集及び受入方法等

(1) ごみの収集方法等

ごみの分類		分別区分	処理手数料
1	生ごみ	1 生ごみ（調理くず、食事の残り、草や花など）	有 料
2	燃やせるごみ	2 紙くず、布類（資源とならないもの）、木類、ゴム・革製品、貝殻、動物の骨、とうもろこしの芯など	
3	燃やせないごみ	3 ガラス・せともの、小型家電（CDプレイヤー、デジタルカメラ、ゲーム機ほか）など	
4 資源となるごみ	新聞紙・雑誌・紙類	4 新聞紙・チラシ、雑誌・書籍、紙マークの表示がある紙類	
	紙パック	5 紙パック	
	段ボール	6 段ボール	
	ペットボトル	7 ジュース、お茶、調味料などのペットボトル	
	びん類	8 一升びん、ビールびん、ウイスキーびんなど	
	スチール缶	9 ジュース、お茶、缶詰などのスチール缶	
	アルミ缶	10 ジュース、お茶、ビールなどのアルミ缶	
	金属製品	11 料理用器具、携帯用ガスボンベ、刃物類など	
	布類	12 綿50%以上の布類	
	プラスチック (プラマークの表示があるもの)	13 プラマークの表示があるプラスチック（トレイ・パック・カップ、袋・包み、ボトル・チューブなど）	
	プラスチック (プラマークの表示がないもの)	14 プラマークの表示がないプラスチック（ポリバケツ、歯ブラシ、ストロー、スプーンなど）	
白色トレイ	15 肉や魚などの受け皿として使用された白色トレイ		
発泡スチロール	16 魚箱や家電の緩衝材		
廃食用油	17 天ぷらやフライに使用された油		
5	有害なごみ	18 乾電池、蛍光管、電球、水銀体温計など	
6	粗大ごみ	19 電器・暖房製品（テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコンは除く）、家具・建具類、寝具類など	

(2) 排出及び収集方法

分 別	収集回数	排出方法	排出時間
生ごみ	週 1 回	生ごみ容器を用いて戸別のごみ箱へ排出	収集日当日の午前8時30分までに排出
燃やせるごみ		透明又は半透明のごみ袋に入れて戸別のごみ箱へ排出	
燃やせないごみ			
資源となるごみ			
有害なごみ			
粗大ごみ			

5 処理主体

区 分	収集・運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
生ごみ	町 (委託)	町 (直営)	堆肥化	—	—
燃やせるごみ		広域連合	焼却	釧路市 (委託)	埋立
燃やせないごみ		町 (委託)	選別	町 (委託)	埋立
資源となるごみ		町 (委託)	資源化	—	—
有害なごみ		民間	資源化	—	—
粗大ごみ		町 (委託)	選別	町 (委託)	埋立

※広域連合とは、釧路広域連合清掃工場をいう。

6 処理施設、受入時間及び受入休業日

(1) 中間処理施設

施設名	厚岸町不燃物処理施設
所在地	厚岸町サンヌシ34番地
処理対象物	燃やせないごみ、 資源となるごみ（紙類、びん類、缶類、布類、廃食用油）
処理能力	5トン／日
受入時間等	月～金曜日 午前9時から午後4時まで 休業日：土・日・祝日、12月31日から1月5日まで

施設名	厚岸町リサイクルセンター
所在地	厚岸町サンヌシ34番地
処理対象物	資源となるごみ（ペットボトル、プラスチック類、白色トレイ、 発泡スチロール）
処理能力	4トン／日
受入時間等	月～金曜日 午前9時から午後4時まで 休業日：土・日・祝日、12月31日から1月5日まで

施設名	厚岸町有機資源堆肥センター
所在地	厚岸町大別1番地
処理対象物	生ごみ、牛ふん尿、水産加工系残渣、下水道汚泥
処理能力	30.4トン/日

施設名	釧路広域連合清掃工場
所在地	釧路市高山30番地1
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃性残渣、動物性残渣
処理能力	240トン/日（120トン/24h×2炉）

(2) 一時保管施設

施設名	厚岸町ごみ処理場一時保管施設
所在地	厚岸町サンヌシ34番地
保管対象物	粗大ごみ
施設面積	663.08m ²

(3) 最終処分場

施設名	厚岸町一般廃棄物最終処分場第2期埋立地
所在地	厚岸町サンヌシ34・35番地
計画埋立量	20,983m ³
汚水処理能力	25m ³ /日
埋立方式・構造	平地層状埋立、準好気性埋立構造（サンドイッチ方式）
埋立対象物	不燃物、焼却残渣

Ⅲ 生活排水処理実施計画

1 し尿及び浄化槽汚泥等

(1) 処理計画量

(単位：キロリットル／年)

	種 類		計画搬入量
	収 集 形 態	委 託	し尿
許 可		浄化槽汚泥等	2, 1 5 6
計		5, 9 8 6	

(2) 種類及び収集形態

ア 浄化槽汚泥等：委託業者が戸別収集（申し込みによる随時収集）により収集し、処理施設に搬入

イ 浄化槽汚泥等：一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥の収集・運搬）の許可業者が収集し、処理施設に搬入

(3) し尿及び浄化槽汚泥等処理施設

施設名	所在地	処理能力
厚岸終末処理場流量調整棟	厚岸町有明 2 丁目	17.9 m ³ ／日